

合同会社劇団タルオルム 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、合同会社劇団タルオルムと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 演劇作品の創作、制作及び上演
2. 演劇作品等のDVDの販売及び有料コンテンツの配信
3. 俳優の養成及びマネジメント並びにプロダクション業務
4. 韓国語、朝鮮語の通訳及び翻訳業務
5. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名又は名称及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

大阪府東大阪市御厨南三丁目1番8号
有限責任社員 金 民樹 金5万円

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行)

第6条 当社の業務は、各社員が執行する。

- 2 業務執行は社員の過半数をもって決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、常務は、各社員が単独で決定し、行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りではない。

(代表社員)

第7条 当社の代表社員は、金 民樹とする。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第8条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第9条 各社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合においては、各社員は、2か月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社)

第10条 各社員は、会社法第607条第1項に定める事由により、退社する。

2 社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合には、当該社員の相続人その他の一般承継人は、他の社員全員の承諾を得て、持分を承継して社員となることができる。

第5章 計算

(事業年度)

第11条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第12条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和5年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第13条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、合同会社劇団タルオルムを設立するため、社員の定款作成代理人である司法書士 山森 貴幸 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年10月31日

有限責任社員 金 民樹

上記社員の定款作成代理人 司法書士 山森 貴幸